

(平成 29 年 4 月一部改正)

指定管理者導入指針

我孫子市

目 次

- I 指針の位置付け…1
- II 指定管理者制度と管理委託制度の比較…1
- III 指定管理や導入に当たっての基本的な考え方…2
- IV 指定管理者導入の手順…2
 - 1 公の施設の設置及び管理条例の制定又は改正…2
 - 2 指定管理者の募集…2
 - 3 指定管理者の選定…5
 - 4 指定管理者の指定の議決と債務負担行為の議決…7
 - 5 協定書の締結…8
- V 制度導入後の対応…9
 - 1 指定管理者による適切な管理…9
 - 2 指定管理者に対する監視、評価…9
 - 3 指定管理者に対する事務改善指示等…10

資 料 …11

- 1-1 指定管理者導入の標準的フロー（公募の場合）
- 1-2 指定管理者導入の標準的フロー（非公募の場合）
- 2 現行事業内容と各提案事業内容の比較表
- 3 事業報告確認書（例）
- 4 我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 5 我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- 6 指定管理者選考委員会設置要綱準則
- 7 指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制についての合意書

I 指針の位置付け

平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設されました。これにより、従来は地方自治体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理が、民間企業や各種法人、その他の団体も行うことが可能となりました。

指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間のノウハウや活力を活用することで公共サービスの向上とともに、経費の削減等を図ることにあります。我孫子市では、平成18年4月から6施設に指定管理者制度を導入し、一定の成果を挙げてきました。

この指針は、その成果を踏まえ、指定管理者制度をさらに効果的に活用するため、導入についての考え方や手続きのほか、制度導入後の対応等について、市の統一的な考え方を示すために定めるものです。

II 指定管理者制度と管理委託制度との比較

指定管理者制度とこれまでの管理委託制度との主な相違点は次のとおりです。

区 分	指定管理者制度	管理委託制度
法的性格	「管理の代行」 指定(行政処分的一种)により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任	「公法上の契約」 条例を根拠として締結される契約に基づく管理の事務または業務の執行の委託
受託者の範囲	法人その他の団体。法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可	公共法人、公共的団体、政令で定める出資法人に限定
公の施設の管理権限	指定管理者が有するが、管理の基準、業務の範囲は条例で定めることを要する	設置者たる地方自治体が有する
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる	受託者はできない
基本的な利用条件の設定	条例で定めることを要し、指定管理者はできない	受託者はできない
不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	指定管理者はできない	受託者はできない
公の施設の設置者としての責任	地方自治体	地方自治体

Ⅲ 指定管理者導入にあたっての基本的な考え方

指定管理者制度は、業務範囲の拡大による管理の効率化やサービスの向上、経費削減のほか、地域の活性化などにも有効な活用が期待できることから、直営施設、新設施設についても、導入の効果が見込めると判断したものについては、積極的に導入していきます。指定管理者導入の検討にあたっての判断基準は以下のとおりとします。

【指定管理者導入が望ましいもの】

- (1) 施設の利用促進 … 民間の経営能力が活用され、施設の利用促進が期待できる
- (2) 利用者のサービス向上 … 新たな発想による自主事業の企画・運営、利用ニーズにあった開館時間の拡大等、民間の経営ノウハウの活用で利用者のサービス向上が期待できる
- (3) コストの縮減 … 柔軟な人材活用、コスト意識の徹底など民間の経営ノウハウ活用と競争原理の導入で管理運営コストの縮減が期待できる
- (4) 民間事業者の存在 … 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能で行政以外に同様類似のサービスを提供できる民間事業者等が存在する

Ⅳ 指定管理者導入の手順

1 公の施設の設置及び管理条例の制定又は改正

指定管理者の導入にあたっては、それぞれの公の施設の設置及び管理に関する条例の中で、以下に掲げる事項を共通事項として定める必要があります。

- (1) 指定管理者による管理
「指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができる」旨の規定を設けます。
- (2) 指定管理者が行う「管理の基準」
市民が当該公の施設を利用するにあたっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）を定めます。
- (3) 指定管理者が行う「業務の範囲」
指定管理者が行う管理業務について、その具体的範囲を規定します。使用の許可を含めるかなど、施設の維持管理等の範囲を、各施設の目的や様態等に応じて設定します。
- (4) 利用料金制に関する事項
利用料金制を導入する場合は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる旨の規定を設けます。

2 指定管理者の募集

(1) 公募による選定と公募によらない選定

指定管理者の候補者の選定にあたっては、公募を原則とします。

ただし、公募しても応募がなかったときや、審査の結果、指定管理者の候補者として適当な団体がいなかったとき、また、次に掲げる場合で特に必要があると認めるときは、公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができます。その際は、指定管理者選考委員会の意見を聞かなければなりません。その上で、説明責任を十分に果たすため、競争による選定を実施しない合理的な理由を指定管理者選考委員会の意見と合わせて、ホームページに掲載することとします。

- ア 地域コミュニティの醸成、市民活動の推進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- イ P F I 事業により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合
- ウ 障害福祉施設等で現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮したうえ、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- エ 同じ区域に市が管理する施設とその他の自治体の施設が混在している場合に、同一の管理者がすべてを一体的に管理することで効率的な運営、利用者の利便性が向上すると期待される場合
- オ 指定管理者の指定を取り消した場合に当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合
- カ 地域の活性化や産業振興の観点から、地域密着度の高い施設において、地域の実情に精通している団体等が運営することにより、当該施設の設置目的が達成される場合

また、公募によらない場合でも、募集要領や業務仕様書を作成し、提示したうえで申請書類の提出を求め、内容を審査のうえ、指定管理者の候補者に対し、利用者サービスの向上と経費削減等について、最大限の努力を求めることとします。

(2) 募集要領について

募集要領では、それぞれの公の施設の管理運営方針や基準、業務の具体的な範囲のほか、選定のスケジュールや審査基準等を定めます。指定管理者の募集内容及び選定方法については、募集要領をもって公表するため、その内容については入念な検討が必要です。

募集要領の公表は、広報あびこ及びホームページを活用して行います。

なお、募集要領に明示する標準的な事項は次のとおりです。

- ア 施設の概要
- イ 申請者の資格
- ウ 申請の期間
- エ 申請に必要な書類

- オ 選定の基準
- カ 選定結果の公表
- キ 管理の基準
- ク 業務の範囲及びその内容
- ケ 利用料金に関する事項（利用料金を指定管理者に収受させる場合。）
- コ 指定する期間
- サ 我孫子市公契約条例（平成 27 年条例第 1 号）第 5 条に規定する適用に関すること

(3) 申請者の資格について

次の項目については資格要件として必ず規定してください。なお、オについては、指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制についての合意書に基づき指定管理者に応募した法人及びその他の団体並びにそれらの役員等について、我孫子警察署長に照会しますので、その旨を応募者に説明し総務課に役員名簿等を提出してください。

- ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- イ 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続中でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札を制限されていないこと。
- エ 選考委員が応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していないこと。
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち暴力団員等(我孫子市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 7 号第 2 条第 3 号)に規定する暴力団員等をいう。)に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。)でないこと。

(4) 指定期間について

指定期間はそれぞれの公の施設で実施している事業内容に応じた適切な期間としていく必要があります。指定の期間が短すぎると民間事業者の経営能力が十分に発揮できないおそれがある一方、合理的な理由もなく長期にわたる指定を行うことは、指定管理者の管理に対する検証の観点から適当ではありません。

施設の再整備の予定があるため短期間にする必要がある場合や P F I 方式で整備運営する施設のため長期間にする必要がある場合及び利用者との関係の構築・維持が極めて重要な施設等、施設の特性等により指定期間を定める

こととします。

しかし、新たに導入する施設で、特に短期間や長期間にする必要が認められない場合の指定期間は、原則3年とします。

(5) 利用料金制の活用

利用料金制は、公の施設の管理運営にあたって、指定管理者の自主的な努力を発揮しやすく、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化も期待できます。このため、施設の性格や利用実態を考慮しながら、積極的に活用していくこととします。

3 指定管理者の選定

(1) 指定管理者選考委員会の設置

指定管理者として指定する候補者を公正、適切に選定するため、施設ごとに委員7人以内で構成する選考委員会を設置することとします。選考委員の選定に当たっては、公募をすることで、より公正、透明性が高まることになりまますので積極的に活用することとします。

選考委員会の構成は次のとおりとします。

ア 施設利用者を代表する者 2人以内

イ 学識経験者 2人以内

ウ 所管課を除く市の職員で、同類の施設を所管する課の職員と財政課職員あるいは財政に精通した職員 3人以内

なお、応募団体に利害関係を有する者は委員とすることができません。

(2) 選定方法

選考委員会では、条例に定めた選定基準のほか、それぞれの公の施設で定めた選定基準に基づき審査し、もっとも適切に当該公の施設の管理を行うことができると思われる団体を指定管理者の候補者として選定します。

また、公募によらない場合でも、同様に審査を行い、候補者を選定します。

① 選定基準

【条例で規定する選定基準】

- (ア) 市民の平等な利用が確保されること。
- (イ) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (ロ) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。
- (ハ) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (ニ) その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に合致すること。

【具体的な選定基準例】

- (ア) 管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか。
- (イ) 安定的な管理運営のための人員、資産及び能力はあるか。
- (ロ) 事業計画の内容が具体的・現実的で、かつ創意工夫はみられるか。
- (ハ) 施設の利用促進のための方策はとられているか。
- (ニ) 職員の配置と研修計画は適切か。
- (ヘ) 個人情報保護の体制は整っているか。
- (ホ) 利用者のニーズを把握し、反映させる仕組みは整っているか。

- (ク) トラブルや苦情に適切に対応できるか。
- (ケ) 危機管理体制は整っているか。
- (コ) 収支計画が妥当で、全体経費の縮減が図られるか。
- (カ) 指定管理料の高低比較

・指定管理者制度は、工事請負等と異なり、仕様書に基づき算出する額に対して価格競争を行うものではなく、事業提案の内容を競争させるものです。指定管理料の額そのものについて競争させるものではありません。しかし、経費の縮減を図ることも狙いとしていることから提案内容と指定管理料のバランスをとる必要があります。そこで、原則、指定管理料の高低比較を選定基準に設定することとします。

②選定基準の公表

市が応募者に求めている提案内容を具体的かつ明確にするため、選考委員会で審議し、決定した選定基準（項目、配点等の評価表）を募集要領で公表します。

③提案事業内容と現行事業内容との比較表

施設の所管課は、各提案者から提出された提案事業内容と現行事業と現行事業内容の比較表を作成し、選考委員会に提出する。比較表の内容は、次の項目について作成するが、さらに比較する項目があれば追加すること。

- (ア)事業手法
- (イ)サービス水準
- (ロ)事業費
- (ハ)人件費の内訳
- (ニ)運営体制
- (ホ)その他特記事項

④評価の考え方

評価項目や選定基準の設定にあたっては、施設の設置目的・達成すべき目標等を適切に反映するものにする必要があり、具体的な評価項目・選定基準は、施設の特性や設置目的を踏まえ、個々の施設ごとに設定する。委員の評価は、サービス及び経費等についての総合的な視点からの評価に基づいて行うが、選考委員会としての協議を踏まえ、評価が適切に結果に反映するよう努めなければならない。

(ア) 審査の視点

指定管理者の候補の選定に当たっては、指定管理者の適格性に加え、指定管理者制度の主な目的が「施設の設置目的の達成」と「経費の低減」であること、及び公の施設として適正な管理運営が求められていることから次の視点で行うこととする。

- a.適格性：指定管理者としての適格性はあるか。
- b.有効性：管理運営計画が施設の設置目的を十分に達成できる内容であるか。
- c.効率性：費用の低減が図られる内容であるか。
- d.適正性：公の施設に相応しい適正な施設の管理運営が確保できる内容であるか。

(イ) 選定作業 (例)

項目		内容例
施設 の 所管 部局	選考委員会の 設置	・選考委員会委員の選定（公募も活用） ・選考委員会委員の委嘱・任命
	選定基準の作 成	・審査項目 ・審査項目ごとの配点 ・評価の視点・市の要求水準（仕様書）・評価 のレベル(例えば市の要求水準を満たしてい るものを標準とする等) ・評価表
	選考委員会開 催準備	・選考委員会開催要領の作成 ・選考委員会開催通知
選考 委員 会	選定基準の決 定	・所管部局作成の選定基準（案）について協議 ・選定基準の決定
指定管理者の募集		
選考 委員 会	審査・候補者 選定	・選定基準に基づき審査を行う

(ウ) 評価のレベルの考え方

評価レベル	評価レベルの考え方
5	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

(エ) 評価表の見出し例

条例の 選定基 準	仕様書 の要求 水準	評価項目	評価の視点	評価点	評価の理由 [*]

※ 評価の説明責任を果たすため、「評価の理由」欄に必ず設け、記載すること。

(オ) 選定結果の通知と公表

選考委員会の審査結果に基づき、指定管理者の候補者を選定した際は、選定後速やかに申請者全員に通知するとともに、選定の結果について、ホームページへの掲載等により公表します。

(カ) 外部への情報提供の考え方

募集から選定後までの外部への情報提供の基準は次のとおりです。

(不明な点については、事前に文書情報管理課法務情報公開担当と協議してください。)

時 期	情報の内容	公開基準
募集時	・ 審査基準の内容と配点	◎
	・ 選定委員会の委員数と構成	○
	・ 申請状況(申請者数)	○
	・ 申請者名	×
募集締切時	・ 申請状況及び申請者名	○
	・ 応募者の事業計画書の内容	△
選定後	・ 指定管理者候補者名	◎
	・ 応募者名	○
	・ 指定管理者候補者選定理由	◎
	・ 指定管理者候補者の項目ごとの得点	◎
	・ その他の応募者の総得点	○
	・ その他の応募者の項目ごとの得点	○
	・ 選定委員の氏名	○
	・ 指定管理者候補者の事業計画の概要	◎
	・ 応募者の事業計画書の内容	△

注意：選定後、その他の応募者の総得点と項目ごとの得点について、公開することを、募集要領に必ず記載すること。

- ◎ … ホームページで掲載するなど積極的に公開する情報
- … ホームページには掲載しないが、提供できる情報
- △ … 我孫子市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報が含まれている可能性が有る情報

事業計画書には、個人に関する情報(第 7 条第 1 号該当)や提案者独自の独創的な内容、営業活動上の秘密など公開することにより、法人等に不利益を与えると認められる情報(第 7 条第 3 号該当)が含まれている場合があるため。(第 8 条により非公開情報を除いた部分公開が可能)

- ×

募集締切前に他の提案者名が分かった場合、不当な圧力や談合等が懸念されるため。(第 7 条第 6 号該当)

4 指定管理者の指定の議決と債務負担行為の議決

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について、議会の議決を得なければなりません。

- ・ 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ・ 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地
- ・ 指定の期間

また、指定期間は一般的に複数年になるため、翌年度以降の予算の裏付けが必要となります。このため、指定の議決とあわせて債務負担行為の議決を得なければなりません。債務負担行為の設定にあたっては、指定の期間中に指定管理者に支払う指定管理料の提案額を上限として設定するものとします。上限額の設定は、指定管理料の青天井を防ぐとともに市の一定の方針を示すうえでも必要です。このことから募集段階で上限額を定めておくことが有効ですので、これまで指定管理者の指定議決と同時に進んでいた当該予算に係る債務負担行為の設定議決を、原則として指定管理者の募集を行う前までに議会において得ることとします。

なお、指定管理者の指定の議決後は指定の通知を行い、その旨を告示しなければなりません。

5 協定書の締結

指定の議決後、市と指定管理者の間で指定管理業務の細目について協議を行い、指定期間全体に及ぶ包括的な事項を規定する「基本協定」と、指定管理料の金額や支払方法など経費の詳細など毎年度取り決めるべき事項に規定する「年度協定」を締結します。

「基本協定」と「年度協定」に規定する主な事項は次のとおりです。

【基本協定】

- ・ 指定期間
- ・ 施設の管理及び運営に関する事項
- ・ 利用料金等に関する事項
- ・ 業務に要する経費の負担に関する事項
- ・ 個人情報保護及び情報公開
- ・ 事業報告及びモニタリングに関する事項
- ・ 指定期間の満了、指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項

【年度協定】

- ・ 指定管理料の支払いに関する事項
- ・ 施設の維持補修等に関する事項

V 制度導入後の対応

1 指定管理者による適切な管理運営

(1) 第三者への委託

指定管理者が、清掃、警備といった個々の具体的業務を個々に第三者に委託することは差し支えありませんが、その場合は市の承認を得なければなりません。なお、法律の規定に基づき地方公共団体による適正な管理を確保した上で指定管理者にその管理を行わせることとした制度の趣旨に鑑みれば、管理に関する業務を一括してさらに第三者へ委託することはできません。

(2) 個人情報の適切な取り扱い

指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、き損を防止するための必要な措置を講じなければなりません。

また、指定管理者及び当該管理する施設の業務に従事している者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。これは、指定管理者の指定の期間の満了後や指定を取り消された後、または従事者の職務を退いた後においても同様です。

(3) 施設内で事故等があった場合の賠償責任

施設自体の瑕疵により損害を与えた場合は、国家賠償法第2条の規定により、施設設置者である市に賠償責任が生じます。

また、施設の管理に瑕疵があり損害を与えた場合でも、国家賠償法第1条の規定により、設置者たる市が賠償の責任を負うことになります。

なお、市が被害者に直接賠償したときで、指定管理者に故意または重過失がある場合は、指定管理者に対し求償することができます。

2 指定管理者に対する監視、評価

特定の団体に公の施設の管理運営を任せる指定管理者制度では、適正かつ確実な施設管理が行われるよう監視と実地調査、施設管理運営状況の評価は欠かせません。

特に市と指定管理者が協議して定めたサービス水準の維持と確認は、指定管理者制度でもっとも大切な要素であり、それを担保するために行う監視と評価は、施設の所管課が行うもっとも大切な業務になります。

(1) 事業報告書の提出とアンケートの実施

毎年度終了後に作成する事業報告書は、指定管理者が作成して提出するすべての報告書の基本となる報告書です。指定管理者が自らの業務について、1年間を通して管理状況の把握と実施状況を整理し、自ら分析・評価し、提出します。

また、利用者へのアンケート調査や意見募集を定期的に行い、施設運営の改善点や利用者のニーズの把握に努め、利用者へのサービス向上に努めるも

のとします。

(2) 施設所管課による実地調査の実施

指定管理者から提出された事業報告書だけでは、現場の問題点などを十分に把握することは困難です。そのため施設所管課は、当該施設を訪れ、現場の状況を確認し、指定管理者に対し、ヒアリングを行いながら調査を行います。また、事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認を行い、施設所管課としての事業報告確認書を作成します。

(3) 指定管理者選考委員会による評価

指定管理者選考委員会は、事業報告書、実地調査の結果及び事業報告確認書に基づき評価を実施します。

(4) 施設所管課として日常的に利用状況や市民の意見、施設の状況（建物、機械、備品など）を把握することは重要です。そのために、施設所管課と指定管理者で、半期に一度、確認・協議の場として定期的な会議を開催することとします。

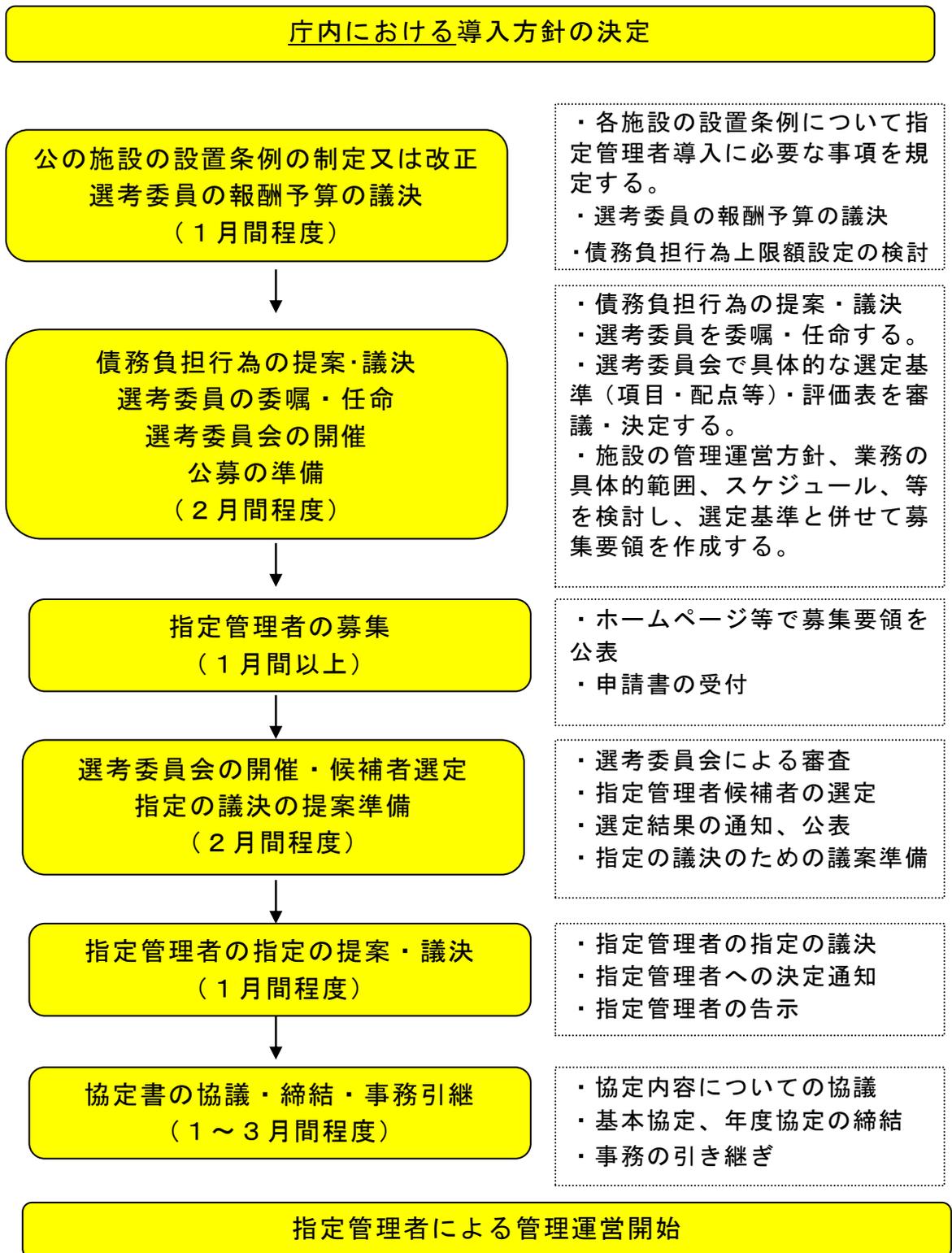
3 指定管理者に対する業務改善指示等

市は、指定管理者選考委員会の評価の結果、指定管理者による業務が適正に実施されず、提供している公共サービスが要求する水準を満たしていないと認められる場合は、指定管理者に対し、業務改善勧告など必要な措置を講じ、業務の適正化とサービス水準の改善を図らなければなりません。

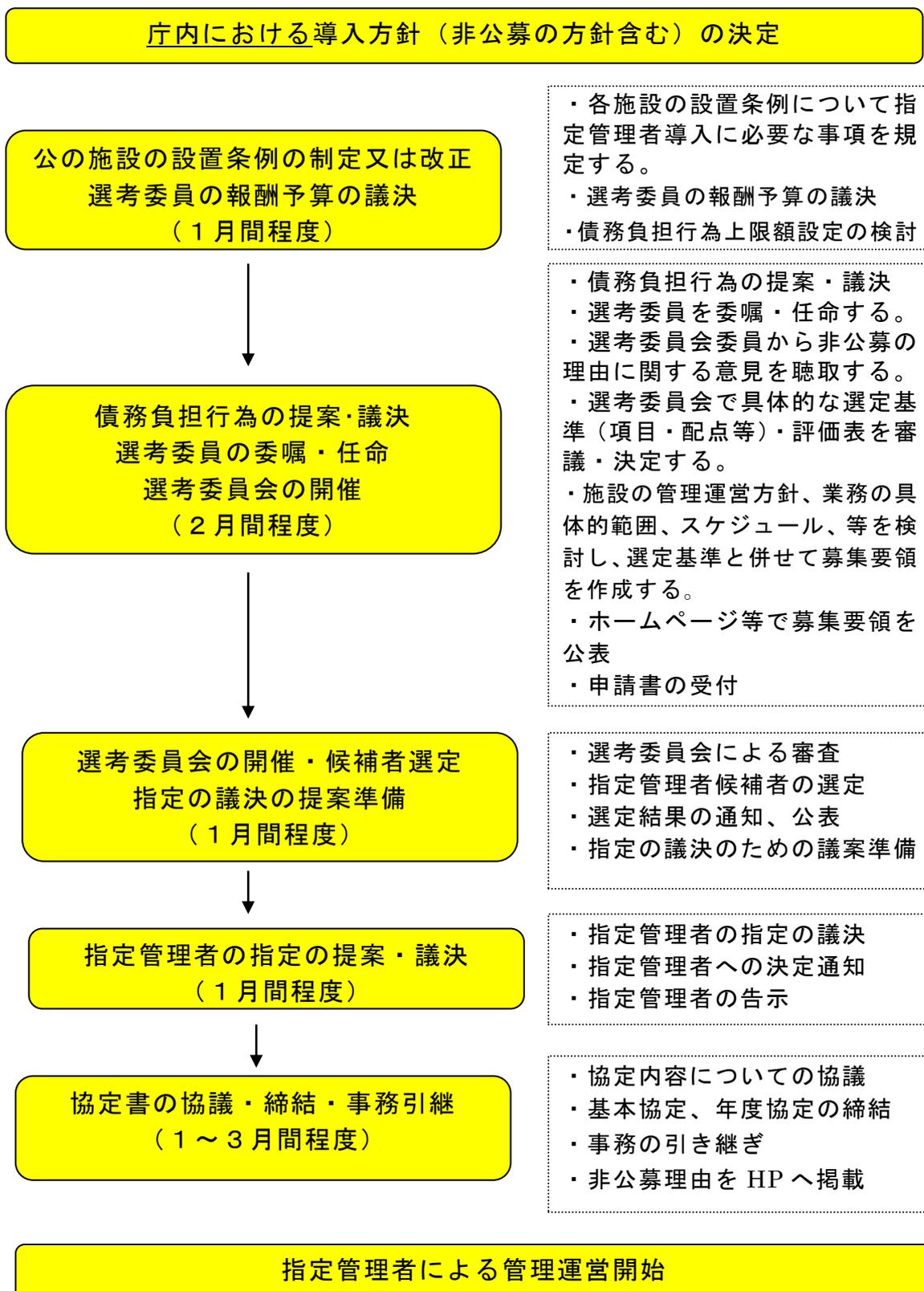
なお、市が指示する業務改善勧告等に指定管理者が従わないとき、その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じるなど必要な措置を講じるものとします。

資料

1-1 指定管理者導入の標準的フロー（公募の場合）



1 - 2 指定管理者導入の標準的フロー（非公募の場合）



2 現行事業内容と各提案事業内容の比較表

提案No.		事業名	
提案者		担当課	

項目	現行（市が実施）	A社提案	B社提案	C社提案
事業 実施 方法				
サー ビス 水準				
事業 費				
人件 費の 内訳				
運営 体制				
その 他				

3 事業報告確認書(例)

施設名	
指定管理者名	
指定管理期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指定管理料	

項目		計画書との整合等視点	指定管理者の評価	市の評価	市のコメント	選定委員会の評価	選定委員会のコメント	総合評価
管理業務の実施状況	執行体制	仕様書どおりか						
	報・連・相	期間内の報連相は						
	記録	所定の場所に						
	法令順守	他業者等への委託等						
	施設清掃	定期清掃等						
	施設修繕	適切な修繕						
	安全性確保	適切な処置等						
	警備	警備体制は						
	緊急時対応	緊急時マニュアルは						
利用状況に関する事項	予約業務	予約への苦情は						
	窓口対応	親切な対応か						
	苦情対応	記録簿に記載は						
	情報発信	ホームページ掲載は						
	アンケート	実施しているか						
	個人情報	管理体制は						
収支状況	収入	大幅な減少は						
	支出	大幅な増加は						
	会計処理	不適切でないか						
	計画性	目標があるか						
その他								

4 我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(平成 16 年 12 月 28 日条例第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項の規定により設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる場合の指定の手続等に関し、必要な事項を定める。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

第 2 条 市長は、施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長が、当該施設の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 次条及び第 5 条の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 前条第 1 項本文に規定する公募に応じて指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が指定する期間内に、申請書に当該施設の管理に係る事業計画書、収支計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の制限)

第 4 条 市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の選定方法等)

第 5 条 市長は、第 3 条の申請書の提出があったときは、次に掲げる選定基準に照らし、当該施設の管理を行うに最も相当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に合致すること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を選定するときは、第 14 条に規定する指定管理者選考委員会の意見を聴くものとする。

(選定結果の通知)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を第 3 条の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

(再度の選定)

第 7 条 市長は、前条の規定による通知をした後、第 5 条第 1 項の規定により選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者（当該被選定者を除く。）のうちから、再度同条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、法第244条の2第6項に規定する議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定する。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第9条 被選定者は、指定管理者の指定を受けたときは、規則で定める事項について、市長と協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第10条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしないこととなった施設又は当該施設の設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失により管理する施設又は当該施設の設備を損傷し、又は汚損したときは、当該生じた損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、保有個人情報の適切な管理のため、第9条に規定する協定に基づき漏えい、滅失、き損の防止等必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び当該管理する施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者選考委員会)

第14条 市長は、申請者が第5条第1項に規定する選定基準に合致するか否かを調査審議させるため、指定管理者選考委員会を設置する。

2 指定管理者選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

5 我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(平成 17 年 1 月 11 日規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(公募の方法)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する公募は、広報あびこ及びホームページに掲載する方法で行う。

2 前項の公募は、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請者の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 選定の基準
- (6) 選定結果の公表
- (7) 管理の基準
- (8) 業務の範囲及びその内容
- (9) 利用料金に関する事項（利用料金を指定管理者に収受させる場合に限る。）
- (10) 指定する期間
- (11) 指定する期間内に指定管理者に支払う指定管理料の上限額
- (12) 我孫子市公契約条例(平成 27 年条例第 1 号)第 5 条に規定する適用に関する
と
- (13) その他市長が必要があると認める事項

(申請書等)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請書は、我孫子市指定管理者指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) 前各号に定めるもののほか市長が必要があると認める書類

(選定結果の通知)

第 4 条 条例第 6 条に規定する選定結果の通知は、我孫子市指定管理者選定結果通知書（様式第 2 号）により行う。

(指定書の交付)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定により指定をしたときは、我孫子市指定管理者指定書（様式第 3 号）を交付する。

(指定の告示)

第6条 条例第8条第2項に規定する告示の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる施設の名称
- (3) 指定をした団体の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (4) 指定の期間

(協定事項)

第7条 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項（利用料金を指定管理者に収受させる場合に限る。）
- (3) 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- (4) 保有個人情報の保護に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要があると認める事項

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

6 我孫子〇〇〇〇〇指定管理者選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第18号）第14条の規定に基づき設置する我孫子市〇〇〇〇〇指定管理者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に報告することとする。

- (1) 指定管理者の選定に関すること。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項の規定により提出された事業報告書及び同条第10項の規定により求めた報告に関すること。
- (3) 法第244条の2第10項の規定により行う実地調査に関すること。
- (4) その他我孫子市〇〇〇〇〇の管理運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につきそれぞれ当該各号に定める人数以内で、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 施設利用者を代表する者 2人
- (2) 学識経験者 2人
- (3) 市職員 3人

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長にあつては第3条第2項第1号及び第2号に掲げる委員の互選により、副委員長にあつては同項各号に掲げる委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、〇〇〇部〇〇〇課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

7 指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制についての合意書

我孫子市長（以下「市長」という。）と我孫子警察署長（以下「署長」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設における指定管理者の管理から暴力団排除を徹底するため、相互の連絡体制について、下記のとおり合意する。

記

1 指定管理者の応募資格審査に関する情報提供

(1) 市長は、指定管理者候補者の選定に際して、指定管理者に応募した法人及びその他の団体並びにそれらの役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次のいずれかの事由（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当するか否かについて、署長に対し、文書（別記様式第1号）により照会することができるものとする。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき

②役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき

③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき

④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき

⑤役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

(2) 署長は、前記(1)の文書による照会を受けたときは、当該事実について調査を行い、その結果を、市長に対し、文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

2 指定管理者に関する情報提供

(1) 市長は、市の公の施設について指定管理者の指定があったときは、指定管理者及びその役員等に係る情報を、署長に対し、文書（別記様式第3号）により速やかに通知するものとする。

(2) 署長は、指定管理者及びその役員等が、暴力団排除措置事由に該当することに関する情報を得た場合は、市長に対し、文書（別記様式第2号）により速やかに通知するものとする。

(3) 市長は、指定管理者及びその役員等が、暴力団排除措置事由に該当するか否かについて、署長に対し、文書（別記様式第1号）により照会することができるものとする。

(4) 前記1の(2)の規定は、前記(3)の場合にこれを準用する。

3 その他

(1) 市長及び署長は、情報の交換及び確認の事務処理を円滑に行うため、必要に応じて

協議を行い、緊密な連携を図るものとする。

- (2) この合意に基づく情報交換等の内容については、指定管理者の応募資格審査及び指定管理者の監督業務以外に使用してはならない。
- (3) この合意書を所管する担当部署は、我孫子市総務部総務課及び我孫子警察署刑事課とする。
- (4) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

この合意書の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成22年8月13日

千葉県我孫子市長

星野 順一郎

千葉県我孫子警察署長

佐藤 正光

様式第3号

年 月 日	整理番号
-------	------

指定管理者からの暴力団排除措置に関する指定管理者指定情報通知書				
指定管理者	商号又は名称			
	所在地			
	役員等	役 職	氏 名	生年月日
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
			. .	
	管理対象施設名			
指 定 日				
指 定 期 間				
申 請 区 分	1 単独申請 2 グループ申請 (a 代表団体・ b 構成団体) (グループの名称：)			
備 考				
上記のとおり指定管理者指定情報を通知します。 我孫子警察署長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">我 孫 子 市 長</div>				